長野県郷土資料総合目録データ提供要領

1. 目的

長野県郷土資料総合目録データベース維持管理に関する規程により維持管理する総合目録データベースからのデータ提供について、県立長野図書館(以下「県立図書館」という。)及びデータ提供を受けようとする県内公共図書館(以下「申請館」という。)における手続き等について定める。

2. 提供の手続き

- (1) 申請館は、長野県郷土資料総合目録データ提供申請書(様式第1号)により県立図書館長あて申請する。
- (2) 県立図書館は、申請を受理し使用目的等について適正であると認めた場合は、申請館あて その旨通知する。
- (3) データの提供は、県立図書館において、ホストコンピュータより抽出したデータを媒体に記録し、それを申請館のコンピュータ等に取り込む方法による。
- 3. 提供データ仕様

提供データの仕様は、県立図書館が別に定める仕様とする。

- 4. 提供方法
 - (1) 媒体

次の媒体から県立図書館と申請館が協議し選択する。

- ① CD-R
- (2) 受渡し方法
 - ① 媒体の受渡し方法は、手渡し、郵便又は宅配便のいずれかの方法とし、県立図書館は、媒体に送付書(様式第2号)を添付し申請館との受渡しを行う。
 - ② 申請館は、媒体を受領後、速やかに受領書(様式第3号)を県立図書館長あて提出する。
- 5. 提供データの著作権

提供したデータの著作権は、県立長野図書館に帰属する。

6. 提供データの使用制限

申請館は、提供を受けたデータについて、申請書に記載した目的以外に使用してはならない。

7. 経費

- (1) 県立図書館が、データベースから該当データを抽出する経費は無償とする。 なお、申請館は、データ受渡しに使用した媒体について、使用後速やかに返却するものとする。
- (2) 申請館が、自館コンピュータ等にデータを取り込むための経費は、申請館が負担する。
- 8. その他

この要領に定めのない事項については、県立図書館と申請館の協議により決定する。